

越 監 公 表 第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年（2020年）5月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月20日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和2年度(2020年度) 第1回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

市長公室所管の財務に関する事務（主として令和元年度分）

- ・秘書
- ・政策課
- ・公共施設マネジメント推進課
- ・広報広聴課
- ・人権・男女共同参画推進課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、重要リスクに基づき、監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 過大徴収・過少徴収が発生するリスク	ア 貸付期間及び貸付料その他貸付条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。 イ 貸付（使用）料、保証金の減免について、その理由、金額は適正か。
2 検査・検収漏れが発生するリスク	ア 検査・検収は適正・確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 イ 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。
3 過大支出・過少支出が発生するリスク	旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。

5 監査の主な実施内容

財務に関する以下の監査項目について、内部統制の整備状況及び運用状況を確認し、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等を審査するとともに、関係職員から説明を徴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の計算事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び監査対象部局（所管施設含む。）執務室等

(2) 日程

令和2年（2020年）4月7日（火）から同年5月27日（水）まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、市長公室所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたもの。（広報広聴課）
- ② 旅費に関する日当分の庶務事務システムへの実績入力を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。（人権・男女共同参画推進課）

【指導事項】

＜収入事務＞

(1) 収納事務

- ① 納入通知書の発行時期に誤りがあったもの。(公共施設マネジメント推進課)
- ② 納期限の設定に誤りがあったもの。(公共施設マネジメント推進課)

＜支出事務＞

(1) 契約事務

- ① 契約締結伺が起票されていなかったもの。(人権・男女共同参画推進課)

＜財産管理＞

(1) 物品の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(広報広聴課)